

平成26年度 施策評価表（平成27年度向け施策の取組方針）

施策名： 地域福祉
施策番号： 06 - 01

1 施策の基本情報

施策名	06	地域福祉		展開方向	01	小地域福祉活動を活発にします。	
主担当局		健康福祉局		主担当課		福祉課	
プロジェクト項目の該当有無		－					
市長公約の該当有無		－					
局重点課題の該当有無		●		地域福祉活動の推進			

3 目標指標

指 標 名		方	基準値			目標値 (H29)	実績値					現時点での達成率
							H25	H26	H27	H28	H29	
①	小地域福祉活動実施団体数(延べ)	↑	H24	487	団体	594	554	**	**	**	**	62.6%
②	ボランティア登録者数	↑	H24	5,396	人	5,600	5,208	**	**	**	**	0%
③	見守り安心事業実施地区数	↑	H24	23	地区	56	32	**	**	**	**	27.3%
④												
⑤												

5 担当局評価(一次評価)

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)									
行政が取り組んでいくこと ■新たな人材と組織の育成支援									
【地域福祉について】 施策「地域福祉」については、第2期あまがさき地域福祉計画を中心に、計画に間接的に関連する事業を含め、各種施策を実施することで、「誰もが地域でその人らしく暮らせる福祉のまち」を目指しており、展開方向01においては、小地域福祉活動を活発にすることで地域で起こりえる様々な生活・福祉課題に対応する地域福祉コミュニティづくりを目指している。特に新たな人材と組織の育成支援を行うため、小地域福祉活動の一環である「地域高齢者福祉活動推進事業」、人材等の育成支援としての「ボランティアセンター運営事業」「社会福祉功労者顕彰事業」等に取り組んでいる。									
【地域高齢者福祉活動推進事業】 ・「地域高齢者福祉活動推進事業」は、広く市民が高齢者福祉に関心を持ち、理解を深めるとともに、高齢者の生きがいと自主的に活動する地域福祉コミュニティの形成を促進することを目的に、社会福祉協議会がそれぞれの地域で行っている活動を支援している。その取組内容は各地区において主体的に決められており、主に安心安全活動、引きこもり防止、地域住民交流等を行っている。(25年度 60連協、137単協にて実施。一部合同実施や支部実施もあり) ・一方、高齢者施策を含めたコミュニティ関連事業を整理・集約し効率化を図ることや、その取組内容に応じた補助のあり方に見直すことについて、平成25年度の包括外部監査で指摘を受けており、今後、関係団体と調整しながら、検討していく必要がある。 ・目標指標の「小地域福祉活動実施団体数」については、これまでの取組により増加傾向であり、引き続き取組を広げていく。									
【ボランティアセンター運営事業】 ・「ボランティアセンター運営事業」は、市から社会福祉協議会に対し、ボランティア入門講座、啓発等の事業を委託している。小地域福祉活動の推進を図るうえで、要援護者等のニーズに対応して活動しているボランティアの果たす役割は非常に大きく、そのコーディネートを行っているボランティアセンターは、地域活動における新たな担い手の確保について、一定の成果を挙げている。 ・しかしながら、目標指標に掲げている「ボランティア登録者数」そのものは微減傾向ではある。これは、最近では、NPOや企業が独自にボランティア活動を行うなど、その活動に多様化がみられることや人口減少・少子高齢化により地域における担い手の減少等が理由と考えられる。 ・一方で、テーマ型ボランティア活動への参加意欲の高まり、ボランティア活動に関する考え方の広がり(例えば有償ボランティアなど)など多様な活動、多様な主体によるボランティア活動の広がりがある中、より幅広い利用者のニーズに対応するため、こういったボランティア活動との連携や支援について検討する必要がある。									
【社会福祉功労者顕彰事業】 ・「社会福祉功労者顕彰事業」は、地域福祉に顕著な功績のあった個人や団体を顕彰している。担い手のモチベーションの向上、新たな担い手となりうる人への意識啓発等、果たすべき役割は大きく地域福祉活動の促進と地域連帯意識の高揚を図っていることから、今後も引き続き実施していく必要がある。(表彰件数実績 23年度 138件、24年度 234件、25年度142件)。									
【高齢者見守り安心事業】 ・地域福祉を推進する上において、中心的な役割を担っている「高齢者等見守り安心事業」については、平成24年度より、高齢介護課から福祉課へ事業所管が変わり、単に高齢者の安否確認といった高齢者施策から地域住民のつながりを深め、孤立を防止するなど、小地域福祉活動の推進といった地域福祉施策の側面も付加しながら、社会福祉協議会を中心に、民生児童委員とも連携しながら取組を進めている。(平成23年度:16地区→平成25年度:32地区(推進員・協力員数:1,433人、登録者:3,561人)) ・指標に掲げている「見守り安心事業実施地区数」は順調に増加しており、これまでの活動に対する成果が出てきている。今後も継続的な取組を行っていくとともに、事業所との協働の取組である見守り協定(新聞販売店:71、牛乳販売店:21、コープこうべ)の拡大、ヘルプキット(配布実績:16,400個)のほか、緊急通報システムなども併せた重層的な見守り体制を継続実施していく。									
【市民福祉振興協会補助金】 ・尼崎市民福祉振興基金から生じる運用益の一部を補助金として受け入れ、尼崎市民福祉振興協会が福祉意識の啓発や福祉活動の振興等の事業を実施してきたが、事業の執行体制において、行政と協会との機能や役割が混在化しているなどの課題もある。									
主な事務事業	地域高齢者福祉活動推進事業 ボランティアセンター運営事業 社会福祉功労者顕彰事業	関連する目標指標	①～③	進捗	○順調	●概ね順調	○やや遅れ	○遅れている	

2 施策を考える背景(まちづくり基本計画の抜粋)

●少子化・高齢化や情報化の進展、単身世帯の増加等により、地域のつながりの希薄化が進んでいる。
●地域のつながりを活かした地域福祉の重要性は、高齢化が進むなかで増してるが、地域福祉を支える人材も高齢化するなど、新たな担い手の確保が課題となっている。

4 市民意識調査(市民評価)

※割合の合計は、端数処理の関係により必ずしも100%にならない場合があります。

項目内容		●地域生活を支える福祉コミュニティづくり ●地域福祉に関する相談、支援体制づくり				
区分		満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満	不満
満足度調査	25年度	0.7%	13.5%	63.4%	18.9%	3.5%
	23年度	3.5%	13.7%	61.7%	17.2%	3.9%
重要度調査	25年度	第 10位 / 20 位		5点満点中 4.42点(平均 4.39点)		
	23年度	第 11位 / 20 位		5点満点中 4.02点(平均 3.98点)		

6 施策評価結果(二次評価)

次年度に向けた取組方針
◆見直す・見直しを検討する事項 ・尼崎市民福祉振興協会については、事業評価や執行体制等を検証した結果、基金の運用益をより有効に活用することを前提に、同協会を解散する方向で同協会理事会で協議を行っている。
◆継続的・重点的に取り組む事項 ・地域高齢者福祉活動推進事業については、地域福祉コミュニティを形成するうえで、各地域で根幹となる事業であり、引き続き、社会福祉協議会と十分連携し事業を継続していく必要がある。なお、高齢者を中心とした事業展開だけでなく、若年層を含む幅広い世代を対象とした事業や地域課題に即した生活支援事業など、地域住民にとって活動しやすい事業形態について検討を進めていく。また、担い手不足の課題についても、幅広い世代とのつながりを構築していく中で、その解消に取り組んでいく。
・ボランティアセンターは、地域のニーズにあったボランティア活動をコーディネートする重要な役割を担っていることから、今後も同センターの運営を継続していく。また、登録者数を引き続き確保していくため、実際にボランティア活動に従事している方に登録を促して行くなど、新たな担い手の確保に向けた取組を進めていく。また、災害時を見据えたボランティアの育成への取組や介護保険の見直しに伴う生活支援のあり方についても併せて検討していく。
・社会福祉功労者顕彰事業については、今後も引き続き実施し、地域福祉活動の促進と地域連帯意識の高揚を図っていく。
・高齢者等見守り安心事業については、全地区での実施を目指して、多様な団体(NPOや老人クラブ、PTA等)と連携しながら取組を進めていくとともに、未実施地区が実施しやすいように実施圏域の設定や事業の支援方法等について検討していく。

評価と取組方針

・小地域福祉活動実施団体数については社会福祉協議会の活動を中心に、高齢者の見守り、引きこもり防止などその活動団体数は増加傾向にあり、地域における福祉活動への意識は高まりつつある。今後は、現在の高齢者を中心とした取組に加え、若年層を対象とした幅広い取組にも活動の輪を広げていくとともに、その担い手の発掘・育成についても力を入れていく必要がある。

・地域高齢者福祉活動推進事業等の地域活動や新たな会議体の立ち上げに対する補助については、社会福祉協議会等と協議しながら、類似事業及びその対象を再度整理した上で進めていく必要がある。

・ボランティア活動については、ボランティアセンターへの登録者数が減少傾向にあり、介護保険制度の見直しや災害時の対応を見据えると、新たな担い手の確保・育成についてはその取組を強化する必要がある。また、NPOや民間企業などの多様化するボランティア活動の主体についても把握し、連携体制を強化する。

・あわせて、地域における福祉活動と、ボランティアが連携して地域課題の解決に向けた取組が実施できるような仕組みを検討していく必要がある。

●上記取組方針を踏まえ、施策の2次評価は「継続取組」とし、より効果的な取組への転換に向け調整を行う。

総合評価

□重点化

■継続取組

平成26年度 施策評価表（平成27年度向け施策の取組方針）

施策名： 地域福祉
施策番号： 06 - 02

1 施策の基本情報

施策名	06	地域福祉		展開方向	02	地域のなかで生活・福祉課題を共有し、解決に向けて検討します。
主担当局		健康福祉局		主担当課		福祉課
プロジェクト項目の該当有無		－				
市長公約の該当有無		－				
局重点課題の該当有無		●		地域福祉活動の推進		

3 目標指標

指 標 名			基準値			目標値 (H29)	実績値					現時点での達成率
			[方向]				H25	H26	H27	H28	H29	
①	地域福祉会議の設置数		↑	H24	2	箇所	74	3	**	**	**	1.4%
②	見守り安心委員会設置数		↑	H24	23	箇所	56	32	**	**	**	27.3%
③	小地域福祉活動実施団体数 (延べ)		↑	H24	487	団体	594	554	**	**	**	62.6%
④	孤立を感じている市民の割合		↓	H23	32.1	%	32.1 以下	48.5	**	**	**	0%
⑤												

5 担当局評価（一次評価）

これまでの取組の成果と課題（目標に向けての進捗と指標への貢献度）							
行政が取り組んでいくこと ■地域生活を支える福祉コミュニティづくり 【地域生活を支える福祉コミュニティに向けて】 ・「地域生活を支える福祉コミュニティづくり」に向けて、地域福祉についての全市民的な意識啓発や担い手確保を目的とした「地域福祉推進啓発事業」、地域の多様な主体が参加して生活・福祉課題等を検討する地域福祉会議や小地域福祉活動にかかる支援などを進める「地域福祉推進事業」を実施している。また、展開方向02は目標指標に掲げている「孤立を感じている市民の割合」を減少させていく役割も担っており、他の施策分野の事業とも連携しながら、取組を進めていく。 【地域福祉活動専門員の活動及び地域福祉会議の立ち上げ】 ・第2期あまがさき地域福祉計画に基づき、小地域福祉活動に取り組むための支援や担い手と小地域福祉活動を結びつける支援、地域でのつながりづくりの支援等を行うため、6名の地域福祉活動専門員を社会福祉協議会に配置している。地域福祉活動専門員の主な活動としては、積極的に地域に出向き、活動内容や活動者の把握、信頼関係づくりを進めるとともに、老人クラブや婦人会等の多様な主体に対して、小地域福祉活動への参画意識を高めるための啓発等を行っている。 これらの活動をとおして、ふれあい喫茶など住民主体の交流の場の広がりをはじめ、地域福祉会議や高齢者等見守り安心委員会の立ち上げ、災害時要援護者支援を視野に入れた「地域安心安全マップ」作りや、いわゆる「ゴミ屋敷」などの個別支援に関わる相談への対応等、地域の福祉課題の解決に向けた幅広い活動を行っている。 ・特に高齢者等見守り安心事業の実施地区拡大にも積極的に取り組んでいる。高齢者等見守り安心事業は、地域のつながり作りだけでなく、高齢者のニーズ把握や地域の福祉課題の発見などにも大きく寄与する事業であり、地域住民、民生児童委員、老人会等の様々な団体により見守り安心委員会が設置されている。こうした活動において、地域包括支援センターとも連携を積極的に図り、見守り活動等を通して見えてきた地域の福祉課題について共有し、解決に向けた支援を積極的に行っている。 （見守り実施地区実績 平成22年度：2地区、23年度：16地区、24年度：23地区、25年度：32地区） ・一方、地域の多様なメンバーが参画して地域の生活・福祉課題を地域自身で検討する場として設置を目指している「地域福祉会議」については、平成25年度に新たに園田地区で立ち上がったものの、全体として地域により福祉意識の濃淡、内容が難しく受け止められがちなどの理由により飛躍的な設置の増加は難しく、現在3地区での設置に留まっている。 「地域福祉会議」は、地域における「重複した福祉課題を抱える世帯」などの早期発見や専門機関につなぐなど、いわゆる生活困窮者へと陥りやすい世帯への支援にもつながる有効な「会議体」でもあることから、今後においては、「地域福祉会議」の設置拡大に向け、高齢者等見守り安心事業の実施地区で設置している、見守り安心委員会をさらに充実させ、「地域福祉会議」の設置に結びつけるなど、これまでの人的支援に加え、財政的支援についての方策も検討しながら、積極的に働きかけていく必要がある。 【地域福祉カルテの作成に向けて】 ・地域福祉活動専門員が地域に出向き、小地域福祉活動をまとめた、「地域福祉マップ」を23年度から作成しているが、今年度から地域の要援護者世帯や地域資源などを付加し、内容をさらに充実させた「地域福祉カルテ」へと移行させる取組を進めており、今後の小地域福祉活動の更なる展開に活用していく。 【地域福祉フォーラムの実施】 ・小地域福祉活動の担い手が特定化・高齢化しており、新たな担い手の確保が課題となっている中、新たな担い手となり得るすべての市民等への地域福祉に対する意識啓発を図ることを目的に、「地域福祉推進啓発事業」として全市民的な地域福祉フォーラムを開催している。平成25年度においては、新たな地域福祉活動として拡がりを見せている「尼崎市高齢者等見守り安心事業」の尼崎市見守りサミットと共催で行ったところであり、その参加者数は650名となっている。（前年度参加者数：125名） ・全市民的な意識啓発は市として、引き続き実施していく必要があり、啓発効果を高めるための対象者や実施方法については今後も随時検討しながら、より効果的な地域福祉フォーラムの開催を実施していく。 【社会福祉協議会との協議・協力】 ・社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中心的な存在である。引き続き支部社会福祉協議会のあり方、介護保険法の改正や生活困窮者自立支援法施行に向けて、協議・協力を継続していく必要がある。							
主な 事務事業	地域福祉推進事業 地域福祉推進啓発事業			関連する 目標指標	①～④	進捗	○順調 ○概ね 順調 ●やや 遅れ ○遅れ ている

2 施策を考える背景（まちづくり基本計画の抜粋）

●少子化・高齢化や情報化の進展、単身世帯の増加等により、地域のつながりの希薄化が進んでいる。
●ボランティアや自主的なサークル、NPO等多様な主体の活躍もみられる。これらを結び付け、補いあうことで、よりよい効果につなげていくことが課題である。
●各地区を比較すると、南部地区は高齢化が進んでいる一方、近所づきあいの割合がやや高い傾向にあるなど、地域の特性が見られる。市内の各地区における発展の形態や住環境等地域によって差があり、そうしたなかでその地域ごとの生活・福祉課題を把握していくことが必要である。
●身近な生活の場での困りごとや孤立した不安など、制度の谷間・狭間にあるようなニーズを抱える人を地域で支えていくことも必要である。

4 市民意識調査（市民評価）

※割合の合計は、端数処理の関係により必ずしも100%にならない場合があります。

項目内容		●地域生活を支える福祉コミュニティづくり ●地域福祉に関する相談、支援体制づくり				
区分		満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満	不満
満足度 調査	25年度	0.7%	13.5%	63.4%	18.9%	3.5%
	23年度	3.5%	13.7%	61.7%	17.2%	3.9%
重要度 調査	25年度	第 10位 / 20 位		5点満点中 4.42点(平均 4.39点)		
	23年度	第 11位 / 20 位		5点満点中 4.02点(平均 3.98点)		

6 施策評価結果（二次評価）

評価と取組方針
・地域における福祉活動に対する支援を行うため、社会福祉協議会の各支部に配置した地域福祉活動専門員が積極的に地域に出向き活動を行った結果、地域自らが地域の高齢者を見守る「見守り安心委員会」等の地域の福祉活動は増加傾向にあり、今後もその取組については継続していく。
・加えて、「孤立を感じている市民の割合」が増加していることを踏まえ、地域住民のニーズの把握に努めるとともに、それに即した取組を実施し、その取組を広く地域住民に周知していく必要がある。
・地域の多様なメンバーが参画して地域の生活・福祉課題等を話し合う「地域福祉会議」の設置については、現在のところ3箇所にとどまっており、今後、見守り安心委員会等の既存の活動を発展させるなどしながら、地域福祉活動専門員を中心にその設置を推進していく。
・また、現在、福祉活動があまり活発には行われていない地域において、福祉コミュニティの裾野が広がるよう特に注力していく必要があり、その具体的手法について検討していく必要がある。
●上記取組方針を踏まえ、施策の2次評価は「継続取組」とし、現行取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。
総合評価
□重点化 ■継続取組

平成26年度 施策評価表（平成27年度向け施策の取組方針）

施策名： 地域福祉
施策番号： 06 - 03

1 施策の基本情報

施策名	06	地域福祉		展開方向	03	専門機関による支援体制を加えた地域の福祉に関するネットワークを強化します。
主担当局		健康福祉局		主担当課		福祉課
プロジェクト項目の該当有無		－				
市長公約の該当有無		－				
局重点課題の該当有無		●		地域福祉活動の推進		

3 目標指標

指 標 名			方 向		基準値		目標値 (H29)	実績値					現時点での達成率	
								H25	H26	H27	H28	H29		
①	民生児童委員活動平均日数		↑		H24	135.8	日	146.5	140.7	**	**	**	**	45.8%
②														
③														
④														
⑤														

2 施策を考える背景(まちづくり基本計画の抜粋)

●少子化・高齢化や情報化の進展、単身世帯の増加等により、地域のつながりの希薄化が進んでいる。
●平成23年度から、市と社会福祉協議会が連携して、地域の実態の把握を行い、地域のネットワークづくりに関してスムーズな基盤整備が進むよう、取組をはじめている。

4 市民意識調査(市民評価)

※割合の合計は、端数処理の関係により必ずしも100%にならない場合があります。

項目内容		●地域生活を支える福祉コミュニティづくり ●地域福祉に関する相談、支援体制づくり				
区分		満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満	不満
満足度調査	25年度	0.7%	13.5%	63.4%	18.9%	3.5%
	23年度	3.5%	13.7%	61.7%	17.2%	3.9%
重要度調査	25年度	第 10位 / 20 位		5点満点中 4.42点(平均 4.39点)		
	23年度	第 11位 / 20 位		5点満点中 4.02点(平均 3.98点)		

5 担当局評価(一次評価)

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)							
行政が取り組んでいくこと ■地域福祉に関する相談、支援体制づくり 【地域福祉に関する相談・支援体制づくり】 ・「地域福祉に関する相談・支援体制づくり」として一番地域住民に密着した相談支援をおこなっている民生児童委員活動を支援する「民生児童委員関係事業」、自己の権利を表明することが困難な人が、安心して生活を送れるように「権利擁護ネットワーク構築事業」を実施している。 【民生児童委員の活動】 ・民生児童委員は、住民福祉の向上を図るため、日常的な活動だけでなく、高齢者等の要援護者の見守りをはじめ、福祉サロン活動等の様々な地域福祉活動における重要な役割を担っており、あまがさき地域福祉計画においても地域福祉推進における中心的な存在として位置づけられている。本市では、生活保護世帯数・単身高齢者数・児童虐待認知数といった民生児童委員業務に関係するものはどれも増加しており、民生児童委員の平成25年度の平均活動日数は140.7日と、年々増加傾向にある。 また、その活動の幅は高齢者への友愛訪問や、各種行政機関への確認事務、地域住民からの相談業務と多岐に渡り、高い専門性も求められている。 ・上記のように、民生児童委員を取り巻く環境はますます厳しいものとなっており、担い手の高齢化が進んでいることから、昨年12月の一斉改選時には、推薦要件の緩和や地区推薦準備会の委員構成の変更(教育関係者、民生児童委員等地域関係団体を加える)等様々な工夫を行うなど担い手の確保に努めているが、依然として厳しい状況にある。また、対象者数の増などの影響により、市行政と民生児童委員との連携において必要な連携が取れていない事例も生じており、引き続きこうした課題の改善にも取り組んでいく。 【福祉に関するネットワーク】 ・各施策、各対象者を中心としたネットワークは、高齢者支援の「地域ケア会議」、要保護児童支援の「要保護児童対策地域協議会」、障害者の「障害者自立支援協議会」などがある。今後、これらのネットワークは、施策や対象を越えた連携を図っていくことも必要であり、こうした連携は新たにはじまる「生活困窮者自立支援制度」における関係機関との連携体制の確保の上でも重要なものである。 【権利擁護の取組】 ・高齢化の進展等に伴って、権利擁護に関して福祉の中核となるセンターや機能の必要性が高まっており、「権利擁護ネットワーク構築事業」や「市民後見推進事業」を先行して実施してきた。「権利擁護ネットワーク構築事業」のなかでは権利擁護に関する専門職との連携や課題検討を進めるとともに、「市民後見推進事業」では市と社会福祉協議会が連携・協力し、地域の人材を市民後見人として育成し、弁護士など専門職がバックアップするなかで活動を進めてきた。平成24年度では22名、平成25年度では7名が市民後見人養成研修を修了し、平成26年3月末現在で、市民後見人候補者として18名が登録している。うち2名が市民後見人として後見活動を行っている。 ・平成26年度から「権利擁護推進事業」として、これらの事業を集約する中で成年後見等支援センターを開設し、市民後見人の養成から、相談の受付、方針の検討、後見の申立、後見監督など一体的な支援を目指している。 ・今後とも、成年後見制度の利用の増加に伴い、市民後見人の担い手の確保が重要になってくることから、地域での啓発・周知とともに、相談窓口としての機能充実を図る必要がある。							
主な事務事業	民生児童委員関係事業 権利擁護ネットワーク構築事業			関連する目標指標	①～②	進捗	○順調 ●概ね順調 ○やや遅れ ○遅れている

次年度に向けた取組方針
◆見直す・見直しを検討する事項
◆継続的・重点的に取り組む事項
・本市においては、民生児童委員の活動日数が増加傾向となっていることから、民生児童委員が一人ひとりが負担する活動経費も増加している。また、活動内容の多様化による専門性の向上も求められている。今後も、地域福祉の推進における中心的な存在としてその活動を充実させていくとともに、民生児童委員の活動に市民の理解と協力をいただけるよう、これらの活動等にかかる経費をしっかりと支援していく必要がある。
・成年後見等支援センターの地域での周知を進め、同時に地域包括支援センターなど高齢・障害の窓口事業者などと連携を深めることなどとともに、相談窓口の箇所数なども含め、機能の充実に取り組んでいく。

6 施策評価結果(二次評価)

評価と取組方針
・民生児童委員の活動内容は多岐に渡り、広い専門性を求められることに加え、本市においては、生活保護世帯数・単身高齢者数・児童虐待認知数等が増加傾向にあることから、民生児童委員の活動日数は増加傾向にあり、今後もその傾向は続くものと考えられる。
・また、推薦要件の緩和等に取り組んでいるところではあるが、担い手の高齢化やその確保については依然として課題となっていることから、社会福祉協議会や地域包括支援センターなどの専門機関との連携等、民生児童委員が活動しやすい環境づくりに取り組む。
・権利擁護に関しては、平成26年度に「成年後見等支援センター」を設置し、相談や市民後見人の養成など権利擁護に関する一体的な支援体制の整備を行ったところであり、今後は同センターの周知を進め、必要とする方に利用していただきやすい環境を整備するとともに、地域包括支援センター等の関係機関との連携を深めていく。
●上記取組方針を踏まえ、施策の2次評価は「継続取組」とし、現行取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。
総合評価
□重点化 ■継続取組